

資料編

資料1 各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段

		米 国		ロ シ ア		英 国		フ ラ ンス		中 国	
ミサイル	ICBM (大陸間弾道 ミサイル)	400基 ミニットマンⅢ	400	313基 SS-18 SS-19 SS-25 SS-27 RS-24	46 30 63 78 96	—	—	—	—	60基 DF-5 (CSS-4) DF-31 (CSS-10)	20 40
	IRBM MRBM	—	—	—	—	—	—	—	—	148基 DF-4 (CSS-3) DF-21 (CSS-5) DF-26	10 122 16
	SLBM (潜水艦発射 弾道ミサイル)	336基 トライデントD-5	336	192基 SS-N-18 SS-N-23 SS-N-32	48 96 48	48基 トライデントD-5	48	64基 M-45 M-51	16 48	48基 JL-2 (CSS-NX-14)	48
弾道ミサイル搭載 原子力潜水艦		—	14	—	13	—	4	—	4	—	4
航空機		78機 B-2 B-52	20 58	76機 Tu-95 (ベア) Tu-160 (ブラックジャック)	60 16	—	—	63機 ミラージュ2000N ラファール	23 40	90機 H-6K	90
弾頭数		約4,000		約4,300 (うち戦術核約 1,850)		215		300		約270	

(注) 1 資料は、ミリタリー・バランス (2018)、SIPRI Yearbook 2017 などによる。

- 18 (平成30) 年2月、米国は米露間の新たな戦略兵器削減条約を踏まえた18年2月5日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,350発、配備運搬手段は652基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭は1,444発、配備運搬手段は527基・機であると公表した。ただし、SIPRIデータベースによれば、17 (同29) 年1月時点で米国の核弾頭のうち、配備数は約1,800発 (うち戦術核150発) とされている。
- 15 (平成27) 年11月、英国の「戦略防衛・安全保障見直し」(SDSR) は、配備核弾頭数を120発以下に、保有核弾頭数を180発以下にしている。
- なお、SIPRIデータベースによれば、インドは120~130発、パキスタンは130~140発、イスラエルは80発、北朝鮮は10~20発の核弾頭を保有しているとされている。

資料2 主要国・地域の兵力一覧 (概数)

陸上兵力		海上兵力		航空兵力		
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻数	国名など	機数
インド	120	米 国	636.8	945	米 国	3,576
北 朝 鮮	110	ロ シ ア	204.2	1,093	中 国	2,845
中 国	98	中 国	178.7	754	ロ シ ア	1,468
パキスタン	56	英 国	58.0	130	イ ン ド	950
韓 国	49	イ ン ド	47.8	315	韓 国	640
米 国	47	フ ラ ンス	39.2	298	エ ジ プ ト	573
ベトナム	41	インドネシア	25.5	176	北 朝 鮮	545
ミャンマー	38	イ タ リ ア	23.6	183	台 湾	495
イ ラ ン	35	韓 国	21.5	240	パキスタン	447
エジプト	31	ド イ ツ	21.1	118	フ ラ ンス	430
インドネシア	30	オーストラリア	21.0	102	トルコ	377
ロ シ ア	28	トルコ	20.8	210	サウジアラビア	376
トルコ	26	台 湾	20.5	392	イスラエル	364
タ イ	25	ス ペ イ ン	19.0	173	イ ラ ン	340
コロンビア	22	ブラジル	17.8	109	英 国	295
日 本	14	日 本	48.8	135	日 本	400

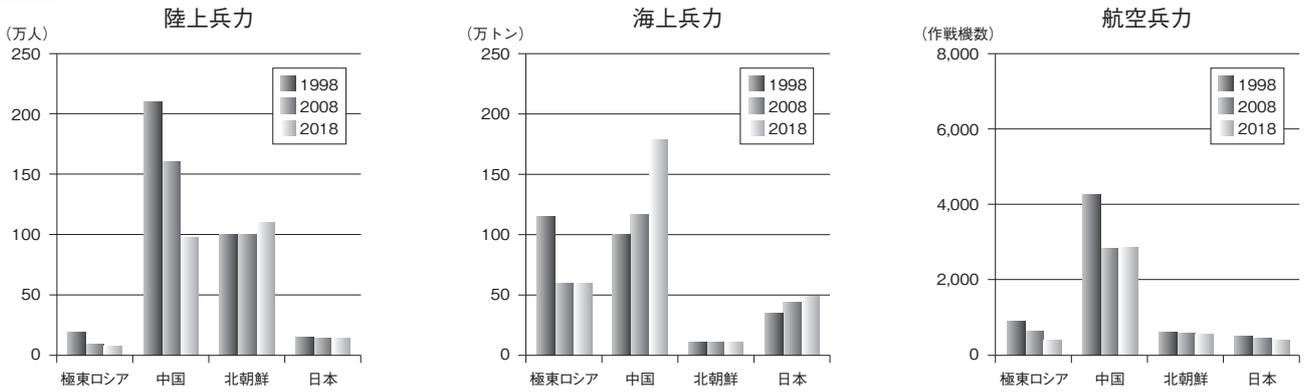
- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス (2018)」など、海については「ジェーン年鑑 (2017-2018)」などによる。
- 日本は、平成29年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数 (航空兵力) は航空自衛隊の作戦機 (輸送機を除く。) および海上自衛隊の作戦機 (固定翼のみ) の合計である。
 - 配列は兵力の大きい順 (海上兵力はトン数の大きい順) になっている。

資料3 主要国・地域の正規軍及び予備兵力 (概数)

国名など	兵役制	正規軍 (万人)	予備兵力 (万人)	
米 国	志 願	129	80	
ロ シ ア	徴兵志願	90	200	
英 国	志 願	15	8	
フ ラ ンス	志 願	20	3	
ド イ ツ	志 願	18	3	
イ タ リ ア	志 願	17	2	
イ ン ド	志 願	140	116	
中 国	徴 兵	204	51	
北 朝 鮮	徴 兵	128	60	
韓 国	徴 兵	62.5	310	
エ ジ プ ト	徴 兵	44	48	
イスラエル	徴 兵	18	47	
日 本	志 願	陸	14	3.3 (0.4)
		海	4.2	0.05
		空	4.3	0.05

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス (2018)」などによる。
- 日本は、平成29年度末における各自衛隊の実勢力を示す。() 内は即応予備自衛官の現員数であり、外数。
 - ロシアは、従来の徴兵制に契約勤務制 (一種の志願制) を加えた人員補充制度をとっている。
 - ドイツにおいては、11 (平成23) 年4月に成立した改正軍事法により、徴兵制は、同年7月1日に運用が停止され、代わって新しい志願兵制が導入された。

資料4 わが国周辺の兵力推移の概要



資料5 国家安全保障戦略 (概要)

(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定
閣議決定)

I 策定の趣旨

- 我が国の安全保障(以下「国家安全保障」という。)をめぐる環境が一層厳しさを増している中、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、我が国の国益を長期的視点から見定め、国際社会の中で我が国の進むべき針路を定め、国家安全保障のための方策に政府全体として取り組むことが必要である。
- グローバル化が進む世界において、国際社会における主要なプレーヤーとしてこれまで以上により積極的な役割を果たしていくべきである。
- 本戦略は、国家安全保障に関する基本方針として、国家安全保障に関連する分野の政策に指針を与えるものである。
- 国家安全保障会議(NSC)の司令塔機能の下、政治の強力なリーダーシップにより、政府全体として、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施していく。
- 国の他の諸施策の実施に当たっては、本戦略を踏まえ、外交力、防衛力等が全体としてその機能を円滑かつ十分に発揮できるよう、国家安全保障上の観点から十分に考慮する。
- 本戦略の内容は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、政策の実施過程を通じてNSCにおいて定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを発展させていく。

II 国家安全保障の基本理念

1 我が国が掲げる理念

- 我が国は、豊かな文化と伝統を有し、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を掲げ、高い教育水準を持つ豊富な人的資源と高い文化水準を擁し、開かれた国際経済システムの恩恵を受けつつ発展を遂げた、強い経済力及び高い技術力を有する経済大国である。また「開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家としての顔も併せ持つ。
- 戦後一貫して平和国家としての道を歩み、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。
- 日米の同盟関係を進展させるとともに、各国との協力関係を深め、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現してきている。人間の安全保障の理念に立脚した途上国の経済開発や地球規模問題解決への取組、他国との貿易・投資関係を通じて、国際社会の安定と繁栄の実現にも寄与している。
- 国連憲章を遵守しながら、国連を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。国際平和協力活動にも継続的に参加している。また唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に積極的に取り組み、「核兵器のない世界」を実現させるため、国際社会の取組を主導している。

○我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。これこそが、我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念である。

2 我が国の国益と国家安全保障の目標

【国益】

- 我が国自身の主権・独立を維持し領域を保全し国民の生命・身体・財産の安全を確保し、豊かな文化と伝統を継承しつつ、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすること。
- 経済発展を通じて我が国と国民の更なる繁栄を実現し、我が国の平和と安全をより強固なものとする(そのためには、自由貿易体制を強化し、安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境の実現が不可欠)。
- 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること。

【国家安全保障の目標】

- 我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化すること。
- 日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実際の安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減すること。
- 不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化や紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築すること。

III 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

1 グローバルな安全保障環境と課題

(1) パワーバランスの変化及び技術革新の急速な進展

- 新興国(中国・インド等)の台頭により国家間のパワーバランスが変化している。特に中国は国際社会における存在感を高めている。世界最大の総合的な国力を有する米国は、安全保障政策及び経済政策上の重点をアジア太平洋地域にシフトさせる方針を明らかにしている。
- グローバル化の進展や技術革新の急速な進展により、非国家主体の相対的影響力の増大、非国家主体によるテロや犯罪の脅威が拡大しつつある。

(2) 大量破壊兵器等の拡散の脅威

- 大量破壊兵器・弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上に係る問題、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問題は、我が国や国際社会にとっての大きな脅威であ